

「(仮称)松田町こども子育て応援条例」
パブリックコメントの意見の概要と町の考え方について

1 実施概要

(1)実施期間

令和7年7月18日(金)～8月17日(日)

(2)配架場所

町公式サイト、子育て健康課(役場庁舎2階)、生涯学習センター、寄出張所、
各地域集会施設、ほっと☺テラス松田(健康福祉センター)

(3)意見書の提出方法

直接提出、郵送、ファックスまたは電子メール

2 パブリックコメントの結果

(1)意見数(意見提出者)

13件(6人)

(2)意見の内容

意見区分 意見の考慮の結果(件数)

A 意見を反映したもの(3件)

B 参考意見として承ったもの(6件)

C その他(質問など)(4件)

3 パブリックコメントの意見の概要と考え方について

意見区分 A:意見を反映したもの B:参考意見として承ったもの C:その他(質問など)

No	意見・要望	該当ページ	意見区分	備考
1	「チルドレンファースト」には定義規定がなく、不明瞭な理念である。また「はやり言葉」であり、世代間分断の要因となる可能性がある。	全般	C	ご意見を関係部署と共有し、今後の施策等の参考にさせていただきます。
2	町ホームページ掲載「子育て応援宣言」説明書きの「親子三世代みんなが安心して暮らすことができるよう」や、町発行チラシの「高齢者が子や孫たちと一緒に安心して暮らせること」という文章は、「こども大綱」に反した古めかしい価値観である。	全般	C	ご意見を関係部署と共有し、今後の施策等の参考にさせていただきます。
3	制定理由が「こども・子育て応援宣言」の実現に向けた取り組みを更に推進するためと条例制定意見募集で説明されているが、条例制定しても、条	1	B	少子化により、町の高齢化率が上昇することを鑑み、こども子育てを応援

	<p>例全般に対して町民が関心を示さないという現実を踏まえると周知や取組みが推進するとは考えられない。まして、応援条例では効果は期待できない。また、支援条例としたところで、関連法律との整合性が取れなくなる。これらのことから、この条例を制定することに反対します。</p>			<p>していく町として、必要不可欠な指針と考え、将来的に子育てをしたい町として選ばれていくためには、宣言をはじめとし、町全体で、こども・子育てに対する基本理念やそれぞれの役割、町の施策を推進していくことが必要であります。そのため、条例化をして明確化を図っていくことにより、より一層のこども子育て支援策を展開していくため、この度の条例制定をするものです。</p>
4	<p>応援レベルの文言は、こども基本法に対して取り組み姿勢が1段低い(許容されるものではない)</p>	全般	B	<p>本条例案は、子育て世代が社会全体に温かく見守られ、喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる社会の実現を目指すものであります。町民、事業者、子育て施設等関係者など、多くの方々のご協力をいただきながら、社会全体で子育て世代を応援する気運を醸成していくこととしております。</p>
5	<p>表題「松田町こども・子育て応援条例」中「応援」との文言は、「誰かの助けになる、上手くいくように祈る、叱咤激励すること」で、「支援」との文言は、誰かの助けになるために積極的に行動することを言う。意味としては近いが、「支援」はより積極的に行動して、負担しながら自らが特定の人に対して力になっている状況の時に使われる。条例表題が不適切である。</p>	1	B	<p>条例の名称については、包括的でふさわしいと考えています。 またこどもが育っていく環境と、子育てをする保護者や地域等を支援、応援するという意味合いや、支援に留まらず、「全てのこども・保護者」を対象として取り組むこと、</p>

				公的機関などが行う具体的な施策だけではなく、それぞれの立場で「できることを、それぞれの立場でやっていこう」ということもあり、条例名に「応援」という表現を用いています。
6	前文「松田町の歴史と文化を守り歩んできた先人やお年寄りとともに、」当条例に何ら関係のない不適切な表現	1	B	こどもから高齢者まで、人と人とのつながりやふれあい、コミュニケーションがとれる世代間交流をすることにより、歴史と文化を守りながら、ともに支えあっていくという意味から、この条例で取り扱っています。
7	前文 子育ての目的がその文脈から、「たくましい」とは紛れもなく肉体的強さを意味します。子供たちの中には先天的或いは後天的にハンディを持つ場合があります。この表現は、子供達や保護者に耐え難い苦痛を与えるものと思う。あまりに無神経で戦前の少国民の育て方を彷彿させます。「多様性を持った」が適切。	1	B	心身ともに元気で健康で力強く育ってほしいという意味合いから、この言葉を使っています。
8	幼稚園の預かり保育について、一定時間就業している場合、預かり保育料金を全額無償化にしてほしい。1回500円の一時的利用でも朝8時～18時まで利用できるようにしてほしい。	全般	C	ご意見を関係部署と共有し、今後の施策等の参考にさせていただきます。
9	駅前開発にあたり、駅前にテナントは最小限でよいと思います。高層住宅は不要です。駅前開発に使用する費用を保育環境の充実や公園の整備等「現在の親子のために」使用することは不可能なのではないでしょうか？	全般	C	ご意見を関係部署と共有し、今後の施策等の参考にさせていただきます。

10	第3条(1)の「差別、虐待」という部分と第10条(1)の「いじめや虐待」という部分において、それぞれ第3条(1)には「いじめ」というワードが無く、第10条(1)には「差別」というワードが無い場合、このような表現は不明確に感じます。理由としては、差別、虐待、いじめは意味が違うため、場合によっては第3条(1)では「いじめ」を対象としていないと感じられたり、第10条(1)では「差別」を対象としていないと感じられたりすることがあると考えられるためです。この2つの文をより明確にするために第3条(1)にも、第10条(1)にも「差別、虐待、いじめ」の3つのワードを表記することを提案します。	2.4	A	ご意見を踏まえ修正しました。
11	第6条「地域住民は、…子育て世代と積極的に交流し…」とありますが、家庭により状況が様々ですので、見守りの推進などして交流を促す必要はないのではないかと思います。	3	A	ご意見を踏まえて修正しました。
12	第10条(2)ウ 子育てと仕事の両立の推進に、関することとありますが、両立の推進ではなく、両立のしやすさ等や支援の方がいいかと思います。明文化するのはいいと思いました。	5	A	ご意見を踏まえて修正しました。
13	こども・子育て応援条例に関して、地域社会として子育て世代の支援を強化することに賛同します。地域の声をしっかりと反映させ、松田町の住民が安心して子育てができる環境を作り上げてほしいと願っています。	全般	B	本条例により、安心してこどもを産み育てられることができる環境を整えるとともに、より一層地域で子育てを支えるための支援の充実に取り組んでまいります。